

《「次世代の国づくり」農業シリーズ No.1》

2018年5月18日  
No.2018-004

## 農産物輸出の一段の拡大に向けて

調査部 主任研究員 蜂屋勝弘

### 《要 点》

- ◆ わが国の農林水産物輸出額は2017年に前年比7.6%の8,071億円となり、5年連続で過去最高額を更新した。しかしながら、増加ペースはこのところ鈍化しており、19年に輸出額1兆円とする政府目標の達成を危ぶむ見方が出ている。
- ◆ こうしたなか、農産物の輸出品目の多様化が進んでいる。農林水産物輸出額のうち約6割を占める農産物は17年に前年比8.1%増加。品目別にみると、加工食品がビールや日本酒（清酒）などのアルコール飲料を中心に増加しているほか、畜産品が牛肉の大幅な増加を主因に大きく伸びている。これに対し、穀物等、果物・野菜等、その他農産品の輸出額は17年に減少するなど、13～15年にみられたような勢いを失っているものの、詳細にみると、米（援助米を除く）、ぶどう、もも、いちご、なし、かんしょ、緑茶、切花など、ここ数年で輸出額が大きく拡大した品目が多くみられる。
- ◆ 輸出先別にみると、アジア諸国向けの寄与が大きい。アジア諸国での所得上昇に伴う富裕層の増加が、わが国農産物への需要の追い風になっていると考えられる。しかしながら、①中国などの輸入規制の厳しい国があることや、②東日本大震災に伴う原発事故を受けて諸外国が導入した輸入規制が一部の国で残されていること、等から所得の上昇に伴って拡大するわが国農産物への潜在的な需要を十分に取り込めていない可能性がある。
- ◆ 農産物輸出の一段の拡大に向けて、従来型の地域を軸にしたプロダクトアウト型の取り組みから、品目を軸にしたマーケットイン型の取り組みへの転換を推進するとともに、①相手国の輸入規制の緩和に向けた政府による相手国への働きかけに一段と注力するほか、②輸出品目の多様化に伴い産地間連携の重要性が増すことなどを踏まえ、農家や産地に品質保証等で海外市場に通用する認証の取得を促していくことが求められる。

本件に関するご照会は、調査部・主任研究員・蜂屋勝弘宛にお願いいたします。

Tel: 03-6833-1449

Mail: [hachiya.katsuhiko@jri.co.jp](mailto:hachiya.katsuhiko@jri.co.jp)

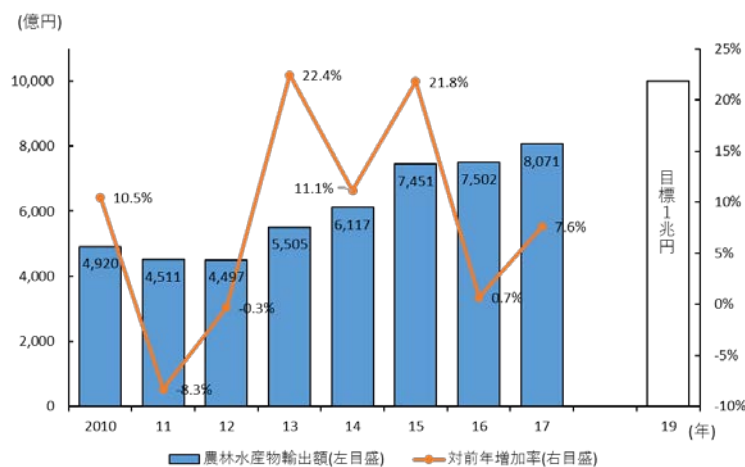
本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。



## 1. はじめに

わが国の農林水産物輸出の増加が続いている。2017年の輸出額は、前年比7.6%の8,071億円となり、**5年連続で過去最高額を更新**している(図表1)。もっとも、**増加ペースはこのところ鈍化**している。増加額の推移をみると、13年と15年の増加額が単年で1,000億円を超えていたのに比べ、17年の増加額は570億円と小幅である。さらに、16年がほぼ横ばいであったため、16年と17年の合計でも14年の単年の増加額程度にとどまっている。このため、**19年に輸出額1兆円とする政府目標の達成を危ぶむ見方**が出ている。そこで以下では、農産物を中心に輸出の現況を概観し、一段の輸出拡大に向けた課題を考察する。

(図表1) 農林水産物輸出額と対前年増加率の推移



(資料) 農林水産省「農林水産物・食品の輸出実績」

## 2. 品目の多様化が進む農産物輸出

農林水産物輸出の増加ペースが鈍る一方、農産物を中心に**輸出品目の多様化が進行**している(図表2)。農産物輸出額は農林水産物輸出額の約6割を占めており、17年は前年比8.1%の4,966億円となっている。品目別にみると、約5割を占める加工食品がビールや日本酒(清酒)などのアルコール飲料(同26.8%増)を中心に同11.9%増加しているほか、畜産物が牛肉の輸出額(同41.4%増)の大幅な増加を主因に同22.6%増と大きく伸びている。

これに対し、穀物等、果物・野菜等、その他農産物の輸出額は、それぞれ▲2.8%の減少、▲2.9%の減少、▲0.1%の減少と振るわず、13~15年にかけてみられたような勢いが持続していない。この一因として、穀粉調製品(同▲8.1%減)、りんご(同▲17.7%減)、ながいも等(同▲1.2%減)、たばこ(同▲36.8%減)といった、従来から比較的金額の大きい品目での不振が指摘される。しかしながら、①穀物等では米(援助米を除く、同18.1%増)、②果物・野菜等ではぶどう(同26.6%増)、いちご(同56.6%増)、もも(同33.4%増)、なし(同22.4%増)、かんしょ(同12.2%増)、③その他農産物では緑茶(同24.3%増)、切花(同20.3%増)など、ここ数年で輸出額が大きく拡大した品目が多くみられ、輸出品目の多様化が進んでいる。

(図表2) 多様化する農産物輸出

(億円、%)

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	前年比
農産物	2,680	3,136	3,570	4,431	4,593	4,966	8.1
加工食品	1,305	1,506	1,763	2,221	2,355	2,636	11.9
アルコール飲料	207	251	294	390	430	545	26.8
畜産品	295	382	447	470	510	626	22.6
牛肉	51	58	82	110	136	192	41.4
穀物等	196	224	272	368	378	368	▲ 2.8
米(援助米を除く)	7	10	14	22	27	32	18.1
穀粉調製品	109	135	171	245	272	250	▲ 8.1
野菜・果実等	133	197	243	350	377	366	▲ 2.9
ぶどう	4	7	9	15	23	29	26.6
いちご	2	2	4	9	11	18	56.6
もも	4	6	8	11	12	16	33.4
なし	5	6	5	7	8	10	22.4
かんしょ	2	3	4	6	9	10	12.2
りんご	33	72	86	134	133	110	▲ 17.7
ながいも等	18	19	24	26	26	25	▲ 1.2
その他農産物	751	827	845	1,022	973	971	▲ 0.1
緑茶	51	66	78	101	116	144	24.3
切花	1	2	3	5	7	9	20.3
たばこ	249	228	195	237	219	138	▲ 36.8

(資料)農林水産省「農林水産物・食品の輸出実績」「農林水産物輸出入概況」

### 3. アジアで拡大する需要を十分に取り込めているか？

輸出先別にみると、**アジア諸国向けの寄与が大きい**。2017年の農林水産物輸出額の上位20カ国・地域のうち11カ国<sup>1</sup>がアジア諸国であり、この11カ国で輸出額の71%を占め、同年の輸出額の増加率に対する寄与度は4.6%となっている。わが国の農林水産物は、輸出先国では現地産や他国産に比べて品質が高く、高価格であるものの、アジア諸国での所得上昇に伴う富裕層の増加が、わが国農林水産物への需要の追い風になっていると考えられる。

しかしながら、**アジアの成長に伴って拡大するわが国の農林水産物への潜在的な需要を十分に取り込めているかについては疑わしい**。筆者が2012年にアジア諸国の平均所得の将来推計値<sup>2</sup>と人口分布<sup>3</sup>に基づいて行なったアジアにおけるわが国農林水産物の潜在的な需要の大きさに関する試算では<sup>45</sup>、所得増加に伴う15年のアジア10カ国<sup>6</sup>向けの農林水産物輸出額への影響として、6,335億円～8,816億円との試算結果を得たが、実績をみると、15年が5,255億円、17年でも5,651億円

<sup>1</sup> 輸出額が多い順に、香港、中国、台湾、韓国、ベトナム、タイ、シンガポール、フィリピン、マレーシア、インドネシア、カンボジアの11カ国。

<sup>2</sup> IMF “World Economic Outlook Database”(2011年9月)による2015年の将来推計値を使用。

<sup>3</sup> 実際の分布ではなく対数正規分布を使用。

<sup>4</sup> 「輸出拡大に向けて、農水産物の競争力の底上げを」『政策観測』No.36、日本総合研究所、2012年4月2日

<sup>5</sup> 「農水産物輸出拡大の可能性と課題」『Business & Economic Review』2012年6月号、日本総合研究所

<sup>6</sup> 2010年の農林水産物輸出額上位20カ国中のアジア諸国(香港、台湾、中国、韓国、タイ、ベトナム、シンガポール、フィリピン、マレーシア、インドネシア)。

にとどまり、試算の数値が達成されていない（図表3）。

ただし、国別の達成状況をみると、香港、台湾、タイ、シンガポール、マレーシアの5カ国では試算結果を「達成」しており、「未達成」の国は中国、韓国、ベトナム、フィリピン、インドネシアの5カ国である。輸出額の推計値と実績値が異なることの要因の一つとして、平均所得の推計値と実績値の乖離が考えられる。そこで、2015年の平均所得の実績値を用いて、15年の輸出額を新たに試算してみたが、この場合でも、中国、韓国、ベトナム、フィリピン、インドネシアの5カ国が「未達成」になる点は変わらず、この5カ国については、所得要因以外にわが国農林水産物輸出に大きな影響を及ぼす要因の存在が疑われる。実のところ、「未達成」の国については、後述するように、輸入規制が「達成」した国に比べて厳しいとみられ、これがわが国農林水産物に対する需要の顕在化を阻害する一因になっていると考えられる。

（図表3）アジア向け農林水産物輸出額に関する過去の試算結果の検証

	農林水産物輸出額（億円）					
	2010年 実績	2015年				2017年 実績
		平均所得の 推計値を用いた 試算結果	実績	達成状況 (達成○未達成×)	平均所得の 実績値を使った 試算結果	
合計	3,491	6,335~8,816	5,255	×	5,619~7,422	5,651
香港	1,210	1,517~3,998	1,794	○	1,460~3,263	1,877
台湾	609	781	952	○	730	838
中国	555	1,833	839	×	1,496	1,007
韓国	461	625	501	×	599	597
タイ	212	383	358	○	320	391
ベトナム	155	681	345	×	548	395
シンガポール	138	163	223	○	161	261
フィリピン	60	118	95	×	133	144
マレーシア	47	75	83	○	73	77
インドネシア	45	159	64	×	100	65

（資料）農林水産省「農林水産物・食品の輸出実績」、IMF“World Economic Outlook Database”、日本総合研究所『政策観測』No.36（2012年4月2日）より作成

（注1）農林水産物輸出額の「平均所得の推計値を用いた試算」は2012年に筆者が行なった試算値。平均所得は一人あたり名目GDPで、推計値はIMF“World Economic Outlook Database”（2011年9月）の2015年推計値、実績値は直近の同（2018年4月）の2015年実績値を使用。

（注2）農林水産物輸出額の試算の合計及び香港の右側の数値は、中国での潜在需要が香港経由で顕在化することを想定して計算。

（注3）農林水産物輸出額の実績が試算を1割以上下回ったものを「未達成」それ以外を「達成」と判定。

#### 4. 今後の課題

今後も、アジアの成長に伴ってわが国農林水産物に対する需要の増加が見込まれることから、一段の輸出拡大に向けて、かねてより取り組んできた、①品目別・国別の販促活動や、②通年供給の確保と輸送コストの低減に向けた産地間連携の促進などを継続していくことが欠かせない。

最近の取り組みをみると、政府から2013年に「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」が公表され、2016年に「農林水産物の輸出力強化戦略」が取りまとめられるなど、輸出促進に向けた取り組みが強化されている。その一環として、従来型の地域を軸にしたプロダクトアウト型の取り組みから、品目を軸にしたマーケットイン型の取り組みへの転換が進められている。かねてから、都

道府県や産地が地域性にこだわることで、海外市場に向けて、地域自慢の産物の販促活動に都道府県や産地単位で取り組む傾向がみられている。こうした取り組みについては、そもそも地域自慢の産物が輸出先国の消費者や業者の求めるニーズやスペックに合っているとは限らないうえ、農産物等の生産に季節性があるために通年での安定供給が難しく、輸出先の流通業者等との継続的な取引関係に発展せず、販促活動等が一過性のフェアに終わる、などといった弊害が指摘されている。

従来型のこうした取り組み姿勢への反省から、最近では、諸外国の消費者ニーズ等の情報の収集と生産者等への提供体制が強化されるとともに、米や青果物、お茶やアルコール飲料といった品目別の販促活動や産地を越えた連携を促す取り組みが進んでいる。輸出先の消費者ニーズ等に合った農林水産物が年間を通じて安定的に供給できる体制整備が進めば、輸出先の流通業者等との継続的な取引関係に繋がり、現地の消費者にとってわが国農林水産物がより身近な存在になることで、購入される機会も増えよう。加えて、輸出の際に複数産地の作物をまとめて輸送することで、輸送コストの低下を通じた販売価格の引き下げが可能となり、富裕層中心の購買層の裾野がより低い所得層に広がることも考えられる。

さらに今後は、こうした成果が十分に発揮されるよう、具体的には以下のような残された課題への取り組みを強化することが求められる。

#### (1) 相手国の輸入規制の緩和に向けた交渉の加速

第一は、**輸入規制の緩和に向けた政府による相手国への一段の働きかけ**である。先述のとおり、農林水産物輸出額の実績が筆者の試算結果に「未達成」だった国については、「達成」した国よりも、輸入に関する規制が厳しい可能性が考えられる。例えば、「達成」した国について、植物の輸入に対する検疫条件をみると、香港、シンガポール、マレーシア向けには、ほとんどの品目が植物検疫証明書なしで輸出可能で、台湾、タイ向けには、ほとんどの品目が植物検疫証明書を添付すれば輸出可能である。これに対し、「未達成」の国の検疫条件をみると、中国、韓国、ベトナム、フィリピン向けには大半の品目で輸出ができない状況となっている（図表4）。

加えて、東日本大震災に伴う原発事故を受けた諸外国による輸入規制の影響も考えられる。原発事故直後には、54カ国・地域で輸入規制措置が導入されたが、これまでに半数の27カ国・地域で完全撤廃されている<sup>7</sup>。しかしながら、残りの27カ国・地域では、一部で緩和されているものの規制が残されており、そのうちアジア諸国では、韓国、中国、シンガポール、香港、台湾、フィリピン、インドネシア等で、未だに多くの品目で輸入が停止されているほか、放射性物質検査証明書が要求されるなどの制約が課されている<sup>8</sup>。とりわけ、韓国<sup>9</sup>、中国では、輸入停止の対象となる産地が、他のアジア諸国に比べて広範囲に及んでおり、わが国農産物等の輸出へのマイナス影響は大きいとみられる。

こうした相手国の輸入規制が緩和されることによる効果は小さくない。直近の事例では、ベトナム向け輸出において、2015年9月にりんごが解禁され、2017年1月になしが解禁されている<sup>10</sup>。

<sup>7</sup> 2018年5月7日時点（農林水産省「原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の撤廃・緩和」）。

<sup>8</sup> 農林水産省「諸外国・地域の規制措置（平成30年5月7日現在）」

<sup>9</sup> 「韓国による日本産水産物等の輸入規制」に関して、2018年2月にWTO紛争解決手続において、韓国の措置がWTO協定に非整合的であるとし、措置の是正を求める旨の紛争処理小委員会（パネル）報告書が公表されている（外務省HP（[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_005705.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005705.html)））。これを受けて韓国政府は4月に上級委員会に上訴。

<sup>10</sup> 農林水産省「輸出解禁・条件変更要請を行なった主な国（地域）及び品目の現状」（2018（平成30）年3月29

これを受けて、ベトナム向けりんご輸出額は、2015年1,225万円、16年9,482万円、17年1億4,148万円と順調に拡大しており、なしについては、解禁初年の2017年に、なしの総輸出額（9.9億円）の約6%に相当する6,011万円の輸出が新たに発生している<sup>11</sup>。

（図表4）植物等を輸出する場合の検疫条件

		香 港	台 湾	中 国	韓 国	タ イ	ベトナム	シンガポール	フィリピン	マレーシア	インドネシア
くだもの	カキ	◎	Q	×*2	×*5	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
	キウイフルーツ	◎	Q	×*2	Q	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
	サクランボ	◎	Q	×*2	×*5	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
	日本ナシ	◎	☆	PQ	×*1	Q	☆	◎	PQ	◎	Q
	西洋ナシ	◎	☆	×*2	×*1	Q	×*2	◎	PQ	◎	Q
	ピワ	◎	Q	×*2	×*1	×*1	×*2	◎	×*2	◎	Q
	ブドウ	◎	Q	×*2	Q	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
	ウンシュウミカン	◎	Q	×*2	×*5	☆	×*2	◎	×*2	PQ	Q*4
	モモ	◎	☆	×*2	×*1	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
	リンゴ	◎	☆	PQ	×*1	Q	☆	◎	PQ	◎	Q
やさしい（果菜）	イチゴ	◎	Q	×*2	Q	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
	カボチャ	◎	Q	×*2	×*7	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q*4
	キュウリ	◎	Q	×*2	×*1	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q*4
	スイカ	◎	Q	×*2	×*1	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
	トウガラシ	◎	Q	×*2	×*1	Q	×*2	◎	×*2	PQ	Q
	トマト	◎	×*1	×*2	×*5	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
	ピーマン	◎	Q	×*2	×*1	Q	×*2	◎	×*2	PQ	Q
	メロン	◎	Q	×*2	×*5	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
（葉菜）	キャベツ	◎	Q	×*2	Q	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
	ネギ	◎	Q	×*2	Q	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
	ミョウガ	◎	Q	×*2	Q	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
	レタス	◎	Q	×*2	Q	Q	Q	◎	×*2	◎	Q
（根菜）	カンショ	◎	Q*6	×*2	×*1	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
	ショウガ	◎	Q	×*2	Q	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
	ダイコン	◎	Q	×*2	Q	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
	タマネギ	◎	Q	×*2	Q	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q*4
	ナガイモ	◎	Q	×*2	Q*3	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
	ニンジン	◎	Q	×*2	Q	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
	ワサビ	◎	Q	×*2	Q	Q	×*2	◎	×*2	◎	Q
コメ	精米	◎	◎	☆	Q	Q	Q	◎	PQ	◎	Q
	玄米	◎	Q	×*1	Q	×*2	×*2	◎	PQ	◎	Q
緑茶（製茶）		◎	◎	Q	◎	Q	Q	◎	◎	◎	Q
参考	輸出容易度	128	87	8	49	88	11	128	14	122	96
	（図表3）の達成状況	○	○	×	×	○	×	○	×	○	×

◎：植物検疫証明書なしで輸出可能  
 Q：植物検疫証明書を添付すれば輸出可能  
 P：輸出相手国の「輸入許可証」を取得する必要あり  
 ☆：二国間合意に基づく特別な検疫条件を満たしたもののみ輸出可能  
 ×：輸出不可

\*1 輸出相手国が輸入を原則禁止。 \*2 輸出相手国の検疫条件が未設定又は不明。 \*3 北緯30度以南の南西諸島、小笠原諸島、大東諸島で生産されたものの輸出は不可。 \*4 消毒が必要。 \*5 輸出相手国が輸入を一時停止。 \*6 南西諸島及び小笠原群島で生産されたものの輸出は不可。 \*7 輸出相手国に確認中。

（資料）植物防疫所「諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧（早見表）：貨物編」（2018年4月1日現在）より作成。

（注）輸出容易度は、表中の各記号を下記のように点数づけして合計したもの。

◎＝4点、Q＝3点、PQ＝2点、☆＝1点、×＝0点

日現在)

<sup>11</sup> 財務省「貿易統計」

## (2) 海外市場で通用する認証の取得

第二は、**品質保証等での海外市場で通用する認証の取得**である。例えば、農産物の生産工程管理（Good Agricultural Practice : GAP）の認証において、わが国では、都道府県や JA 等が独自に定めた規格で行われるケースが多い。しかし、こうした規格は海外市場ではほとんど通用しないのが実情である。こうした独自規格は、グローバルに展開する食品業者・流通業者による機関「世界食品安全イニシアティブ（Global Food Safety Initiative=GFSI）」の承認を受けていないことから、海外業者の信頼を得られていない。

海外の流通業者等では、欧米を中心に欧州発の規格（GLOBAL GAP）をはじめ、GFSI の承認を受けた規格による認証取得が取引の前提となるケースが多く、今後、アジア市場においても同様の傾向が強まるとみられている。このため、輸出の一段の拡大には、GLOBAL GAP 等の認定取得が求められる。こうしたなか、2016 年にはわが国発の規格 JGAP Advance が GFSI の承認を視野に入れた規格として新たに導入された。翌 17 年には、国内に加えてアジア各国への普及も視野に入れて ASIAGAP に改称されたうえで、GFSI に承認申請が行なわれ、現在、GFSI において審査が行なわれている。今後、GFSI に承認されれば、ASIAGAP も GLOBAL GAP 等と同様に海外市場で通用する認証制度と位置づけられるため、わが国の農産物輸出に追い風になるとみられる。

もっとも、これまでのわが国農産物の出荷先が基本的に国内市場であったことなどから、こうした認証を取得しているのは、一部の農家や産地であり<sup>12</sup>、例えば、ASIAGAP の認証取得は 2017 年 3 月末時点で 582 経営体<sup>13</sup>にとどまっている。

先述の通り、輸出品目の多様化が進むなか、通年供給体制の確保や輸送コストの低減に向けた産地間連携の重要性は今後一段と増すとみられ、それに伴って、多くの農家や産地が海外市場で通用する認証を取得する必要性も高まると考えられる。既に JGAP など国内で通用する認証を取得している農家や産地<sup>14</sup>による ASIAGAP や GLOBAL GAP 等へのアップグレードを官民で後押しするなど、海外市場で通用する認証取得の促進が求められる。

以上

<sup>12</sup> GLOBAL GAP を取得している経営体は 2017 末 12 月末時点で 479 経営体（農林水産省「GAP（農業生産工程管理）をめぐる情勢（平成 30 年 4 月）」）

<sup>13</sup> 農林水産省「GAP（農業生産工程管理）をめぐる情勢（平成 30 年 4 月）」

<sup>14</sup> JGAP の認証取得経営対数は 2017 年 3 月末現在で 3,519 経営体（農林水産省「GAP（農業生産工程管理）をめぐる情勢（平成 30 年 4 月）」）